商品概要説明書

介護支援定期貯金

商品名	・介護支援定期貯金
	(愛称:JA介護支援貯金)
 ご利用いただける方	•個人のみ
- C作り用 (1 C/C () る)	(下記の条件に該当する要介護者本人および同居する家族で当店にて利用の申
	込みをされ、利用カードの交付を受けた方(利用カードに記載される要介護
	がある。
	1)日常生活において、杖・器具等を使用もしくは他人の介助によっても歩行で
	きず、常時寝たきり(歩行できない)の状態にあり、かつ日常の生活動作が
	次の3項目以上に該当する方。
	①排尿・排便の後始末ができない。
	②食事が自分ではできない。
	③衣服の着脱が自分ではできない。
	④入浴が自分ではできない。
	(2)認知障がいの症状が常に介護を必要とする状態にあり、かつ次のいずれかの
	項目に該当する方(意識障がいによるものを除く)。
	①次の見当識障がいのいずれかに該当する。
	・時間の見当識障がいが常時ある(季節や朝、昼、夜等時間が判らないことが
	常時ある)。
	・場所の見当識障がいがある(自分がいる場所、自宅の住所が判らないことが
	ある)。
	・人の見当識障がいがある(日常接している家族、周囲の人が判らないことが
	ある)。
	②意思疎通が乏しく困難で、簡単な日常会話すらおぼつかない。
	(3)介護保険法にもとづき市町村の認定する要介護2~5のいずれかに該当す
	る方。
期間	・1年の定型方式
794 114	・自動継続の取扱いはできません。
預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1円以上 500 万円以内
(= / 5// 12/6/	(要介護者本人および同居の家族を合算し、500万円を限度とします。)
 (3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	1147911191D1= 1110 (1111)
(1) 適用金利	・預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示の利率に 0.3%を上乗
(1) (2)	せした利率を満期日まで適用します。
 (2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
 (5) 金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
入手方法	型ではかけるない。 しょうない し (4・4) °
手数料	
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
 中途解約時の取扱い	□ ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
1 1 200万千小3月年77月入77	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	「「・・・」」(「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1

	(2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度	• 保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により係
	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、総合リスク管理部(電話:0120-62-9311)または口座
	開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情
	等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情
	等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情
	等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAノ
	ンク相談所にお申し出ください。
	神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A横浜